JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

令８日ス振調第３４６号
令和８年１１月２０日

# 回　　答　　書

競争加入者各位

分任契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター
総務・財務業務担当理事　　永　　井　　勉

調達件名：スポーツくじ販売サイト会員登録時における
マイナポータル API 連携サービス開発・導入及び運用保守業務

標記調達件名の質問書について、以下のとおり回答します。

| No. | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|
| 1 | 納品物および契約形態について<br>仕様書に定める納品物および契約形態について確認させてください。<br>弊社サービスでは、「サービス仕様書」および「開発ガイド（APIリファレンス）」を提供するとともに、導入に必要な技術支援を実施することを想定しております。また、当該技術支援については準委任契約とし、技術支援自体に係る成果物の納品は行わない契約形態を想定しております。このような提供内容および契約形態により、本仕様書に定める要件を満たすとの理解でよいか、ご教示ください。（初期費用および運用費用においても同様の考えです） | 仕様書第８(1)に記載のとおり、受託者が保有・運営する標準サービスに係る部分については、既存資料をもって代えることが可能です。ただし、センター固有の要件に基づく仕様など、センターでの開発作業を進めるにあたり標準サービスにて確認ができない事項については、補足資料を作成の上、ご提供いただくことを求めています。<br>また、「導入に必要な技術支援」については、仕様書第５に定めるデジタル庁へのマイナポータル API 利用申請に係る作業支援、システム構築ベンダーからの問い合わせへの対応、接続テストへの協力等を指すものと解釈し、回答します。これらの業務は準委任的な性質を有するものも含まれますが、本件は、マイナポータル API 連携サービスの開発・導入から運用保守までを一体的に実施し、仕様書に定める要件への適合や各業務の適切な履行を求めるものであるため、役務請負契約による調達を予定しています。<br>上記業務も含め、受託者は、仕様書第５及び第６に定める業務を実施し、その履行状況の確認等のため、第８に定める納入成果物（計画書、報告書等）を提出することが必要です。<br>なお、技術支援に係る計画書及び結果報告書については、支援業務ごとに大部な資料を新規に作成することを一律に求めるものではありません。実施内容、対応状況、実施結果、残課題、今後の対応等を、１枚から数枚程度に整理して提出いただくことを想定しています。具体的な記載内容及び提出方法については、契約後、センターと受託者で協議の上、決定します。 |

| No. | 質問事項 | 回答 |
| --- | --- | --- |
| 2 | ログ管理について<br>仕様書に定めるログ管理について確認させてください。<br>弊社サービスでは、マイナポータルAPIから返却されるデータそのものは保持せず、トークン等の取引識別情報をログとして保持する運用を想定しております。当該運用により、本仕様書に定めるログ管理要件を満たすとの理解でよいか、ご教示ください。 | マイナポータル API から返却されたデータそのものを、マイナポータル API 連携サービス側で保持することは求めておらず、自己情報取得等の各種 API 連携処理について、取引識別情報に係るログを保持する運用でも差し支えありません。ただし、当該ログを管理し、センターからの問い合わせに応じて調査結果をご連携いただく必要があります。 |
| 3 | 障害対応について<br>仕様書に定める障害対応について確認させてください。<br>弊社サービスに起因する障害については、サービスレベル目標に準拠して調査を行い、原因、対応状況および復旧見込み等をご報告する想定です。<br>一方、マイナポータルAPI等、弊社の管理範囲外で発生した障害については、関係機関から提供された情報に基づき、把握可能な範囲で状況をご報告する対応を想定しております。<br>弊社管理範囲外の障害については、弊社にて独自の原因調査や復旧見込みの確約を行うのは困難なため、関係機関から得られた情報を共有する対応により、本仕様書に定める障害対応要件を満たすとの理解でよいか、ご教示ください。 | 受託者の管理範囲外にて発生した事象については、原因特定や復旧見込の確約を求めるものではありません。ただし、発生事象の原因や復旧見込に係る関係機関への問い合わせ、問い合わせ結果のセンターへの報告等を行うとともに、必要に応じて既存システム構築事業者と連携し、障害の切り分けを対応いただくことを想定しています。 |
| 4 | 内訳書について<br>内訳書の記載方法について確認させてください。<br>内訳書の金額欄に「0円」と入力したところ、エラーが表示されました。<br>金額が発生しない項目について、空欄、0円、金額欄以外への記載等、指定の記載方法がございましたらご教示ください。 | 金額欄に「0 円」が入力できるよう内訳書を修正します。 |
| 5 | サービス提供前確認について<br>仕様書には、「デジタル庁によるサービス提供前確認の結果受領が、当該業務の提供期間内に完了するよう支援すること」と記載されています。<br>弊社としては、申請準備、照会対応および指摘事項への対応等、受託者として実施可能な支援を行う想定です。一方、デジタル庁における審査期間および審査結果については、受託者が直接管理または確約できない事項です。<br>受託者が適時かつ適切に必要な支援を実施 | 受託者には、デジタル庁によるサービス提供前確認の結果を本業務の提供期間内に受領できるよう、開発・導入業務においては、開発・導入作業及びマイナポータル API 利用申請のための申請、照会対応、本番動作確認等の必要な支援を行うことを求めています。<br>受託者がこれらの一連の開発・導入業務を適時かつ適切に実施したにもかかわらず、デジタル庁における確認期間の延伸、追加確認事項の発生その他受託者の責めに帰することができない事情により、業務提供期間内に確認結果を受領できないことが判明した場合は、当該事情及び |

| No. | 質問事項 | 回答 |
| --- | --- | --- |
| | している場合において、デジタル庁による審査または追加確認等の影響により、業務提供期間内に確認結果を受領できない場合の取扱いについて、ご教示ください。 | 受託者の対応状況等を踏まえ、役務請負契約書（案）第 8 条に基づき、協議して定めるものとします。 |
| 6 | パイロットの稼働確認について<br>仕様書には、「センターの要請に応じて、本番環境を利用したパイロット稼働確認をするための準備をすること」と記載されています。<br>弊社としては、マイナポータルAPIの利用条件および関係機関の承認範囲に従い、本番稼働前に必要な接続・動作確認を実施する想定ですが、本番環境を用いた評価試験が認められないケースが多く、実施可能な作業はサービス稼働前の本番稼働確認に限定される可能性がございます。そのため要請内容によっては、本番環境を利用した試験・評価への対応が困難となる場合が想定されますが、それでも問題ないかご教示下さい。 | 仕様書記載のとおり、センターの要請に応じて、本番環境を利用したパイロット稼働確認に必要な準備を行うことを求めています。<br>ただし、マイナポータル API の利用条件又は関係機関の承認条件により、要請した確認の全部又は一部を実施できない場合は、当該制約及びその根拠をセンターへ提示した上で代替方法についてセンターと協議するものとします。 |
| 7 | 問合せ窓口の設置について<br>仕様書「第６ 運用保守業務」において、メールまたは電話による問い合わせ窓口の設置が求められておりますが、弊社サービスでは専用ポータルサイトによる受付を標準としております。<br>ポータルサイトでの問い合わせ受付は24時間365日可能です。このような運用形態でも問題ないかご教示ください。 | 専用ポータルサイトを一次受付窓口として利用することは差し支えありません。<br>ただし、仕様書に記載のとおり、マイナポータル API 連携サービスに起因する障害に関する緊急の問い合わせについては、24 時間 365 日受け付けることが可能であるとともに、受け付けた問い合わせを担当者へ連携した上で、本仕様書に定める障害の切り分け、関係者との連携、対応状況の確認その他必要な対応を速やかに開始できる必要があります。 |
| 8 | 利用件数の金額について<br>仕様書では、想定利用件数が5年間で57,000件と設定されています。<br>当該件数を超過した場合の費用については、契約時に定める1件当たりの単価を超過分にも適用するとの理解でよいか、ご教示ください。異なる取扱いとなる場合は、超過分の費用の算定方法および協議・契約変更の手続についても併せてご教示ください。 | ご理解のとおり、当該件数を超過した場合の費用については、契約時に定める 1 件当たりの単価（入札書に記載された単価）を超過分にも適用することになります。 |
| 9 | デジタル庁の審査によりスケジュールへ影響が生じた場合の取扱いについて<br>役務請負契約基準では、履行期間内に業務が完了しない場合の取扱いが定められていると認識しております。<br>弊社としましては、申請準備、照会対応および指摘事項への対応等、受託者として実 | デジタル庁による審査、追加確認又は審査結果の通知時期に起因してスケジュールに影響が生じた場合は、当該状況、原因、受託者の履行状況等を確認し、契約上及び業務上の取扱いについて協議するものとします。<br>なお、受託者が仕様書に基づく必要な対応を適時かつ適切に履行し、当該遅延等が受託者の責 |

| No. | 質問事項 | 回答 |
| --- | --- | --- |
| | 施すべき事項を適時かつ適切に履行する想定です。一方、デジタル庁における審査期間および審査結果については、受託者が直接管理または確約できない事項です。受託者が必要な対応を適切に実施している場合において、デジタル庁による審査、追加確認または審査結果の通知時期に起因してスケジュールに影響が生じた場合は、履行遅延に係る受託者の責任を判断する際に、当該事情を考慮いただけるとの理解でよいか、ご教示ください。 | めに帰することができない事由による場合には、役務請負契約基準第 37 第 4 項の規定に基づき、同第 1 項及び第 2 項の規定は適用されません。 |
| 10 | ・既存システムとの役割について<br>既存販売サイト側の改修は本業務に含まれるのか、また既存ベンダーとの役割分担についてのお考えをご教示いただきたい | 公式販売サイト及びセンターシステム等、既存のスポーツくじ販売払戻システム側の改修は、本調達の業務範囲には含まれず、別途、スポーツくじ販売払戻システム構築事業者により実施します。<br><br>一方、本調達の受託者には、マイナポータル API 連携サービスの開発・導入、API 及び関連資料の提供、既存システム構築事業者からの問い合わせへの対応、接続試験、本番環境での動作確認並びに移行・リリース及び本番切替に必要な連携・支援を実施いただきます。<br><br>なお、接続試験、本番環境での動作確認、本番切替等については、本調達の受託者と既存システムベンダーの双方による対応が必要となるため、両者の具体的な作業範囲、連携方法等については、契約締結後、センター及び関係事業者との協議の上で決定します。 |
| 11 | ・既存システムの仕様開示について<br>API接続に必要な既存システムの仕様書・インターフェース情報等は開示されるのか | マイナポータル API 連携サービスとの接続、設計、開発及びテストに必要となる既存システムの仕様、インターフェース情報その他の情報については、契約締結後、センターが必要と認める範囲において提供します。なお、情報の提供に当たっては、機密保持等の条件を付すこととなります。 |
| 12 | ・インフラ環境について<br>システム基盤・クラウド環境は受託者が選定・構築するのか、発注者から指定があるのか | マイナポータル API 連携サービスの提供に必要なシステム基盤及びクラウド環境は、受託者において用意いただきます。なお、センターから特定のクラウドサービス、製品又は構成を指定するものではありません。<br>ただし、本仕様書に定める機能要件、非機能要件、情報セキュリティ要件その他の要件を満たす必要があります。 |

| No. | 質問事項 | 回答 |
| --- | --- | --- |
| 13 | ・API 利用申請・審査について<br>デジタル庁への利用申請や事前審査について、発注者と受託者の役割分担はどうなるのか | デジタル庁へのマイナポータル API 利用申請は、センターが申請主体となります。本調達の受託者には、申請書及び必要資料の作成支援、申請に必要な技術情報の提供、申請後の照会及び指摘事項への対応その他、利用承諾の取得に必要な支援を実施いただきます。具体的な申請手続及び役割分担については、デジタル庁が定める手続に従い、センターと受託者で協議の上、決定します。 |
| 14 | ・障害対応の体制について<br>24時間365日の緊急受付後、調査・復旧対応にも時間的な要件が設定されているのか | 障害発生後の復旧時間について、具体的な一律の数値基準は設けておりません。ただし、本仕様書に定めるとおり、障害発生時には、必要に応じてセンター及びスポーツくじ販売払戻システム運用保守事業者と連携して、障害の切り分けを行うとともに、復旧見込みその他の対応状況について、センターからの問い合わせに速やかに回答してください。また、受託者の管理範囲外で発生した障害についても、関係機関への問い合わせ及びその結果の報告を速やかに実施してください。 |
| 15 | ・利用件数の想定について<br>年度別の想定利用件数は、会員登録時のAPI利用回数を指すのか。再試行や再取得も含むのか | 仕様書に記載する利用予定件数は、センターからの自己情報取得要求に対し、本人確認済情報が正常に返却された処理件数を指します。通信エラー、タイムアウトその他の理由により、本人確認済情報が正常に返却されなかった処理については、件数に含んでおりません。また、当該エラー等に伴いシステム上で行われる再試行については、正常に情報が返却されるまでの一連の処理として扱い、重複して件数に計上していません。 |